

盛岡市監査委員告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 27 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 上下水道局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛水総第 193-1 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 総務課）

行政財産の使用料及び賃借料の算定に当たり、端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

今回の事案を受け、徴収金に係る国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（以下「法」という。）の適用について、事務担当者への指導及び課内周知を実施した。

また、今後、行政財産使用許可申請等により使用料等を算定する事案が発生した場合は、端数処理に誤りのないよう、起案書類に根拠法令及び算定方法を明記することとする。

(2) 原因及び再発防止策の内容

法第 7 条第 4 号の規定により、確定金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる旨規定されているが、同法の適用除外となる「地方団体の徴収金」に、行政財産使用料等も含まれると誤認していたため端数を四捨五入したものであった。

今後は、徴収金に係る法適用について事務担当者への指導及び職員への周知を実施したほか、使用料等の決定時において、根拠法令及び算定方法を明記することにより、決裁書類の確認を徹底し、再発防止に努める。

26 盛水総第 193-2 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 経営企画課）

随意契約による業務委託契約の締結に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

見積徴取時の体制の見直しを行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

見積徴取を担当者及びその他 1 名で行ったが、見積書の内容の確認は 1 名のみが行ったため、見積書の不備を発見できなかった。今後は、複数職員の立会いにより、確認体制を強化し再発の防止を図ることとした。

26 盛水総第 193-3 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局給排水課）

業務委託の実施に当たり、随意契約理由に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

当該業務の契約方法について、業務内容と廃棄物の処分方法等についての再確認を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

業務を履行できる業者に限られるものと間違った判断により、一者の特命随契としたものである。再発防止のため、契約事務について課内での研修を行った。今後は、課内でのチェック体制及び業者に関する情報収集などの強化を図り、法令、規則等の規定に基づいた適正な事務処理に努める。

26 盛水総第 193-4 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局給排水課）

補助金の交付額決定の審査に当たり、補助金交付要綱に定められた補助額の算定方法によらない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱（平成 20 年 2 月 28 日改正）及び、盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の運用について（平成 20 年 4 月 1 日水道事業管理者決裁）により、補助額を算定しているが、本年、12 月頃を目途に要綱に運用内容を盛り込むよう改定する。

(2) 原因及び再発防止策の内容

盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱（平成 20 年 2 月 28 日改正）においては、補助対象区間を「新設給水管に係る配水管分岐箇所から宅地内水道メーターまでの区間」としているが、付設替え工事を行うにあたり、メーター交換する際に必要なメーター以降の鉛製給水管も付設替えすることで、本来の目的に則することから、盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の運用について（平成 20 年 4 月 1 日水道事業管理者決裁）により、メーター以降の延長も概ね 0.5 メートルについても補助対象区間として算定していることから、要綱で定めている以上の補助対象区間についても補助金を交付してきたものである。

今後は、受益者の利益を確保し、適正な事務処理とすべく要綱の一部を改正することとする。

26 盛水総第 193-5 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局給排水課）

補助金の交付額の変更決定に当たり、補助金交付規程に定められた手続きを経ることなく事務処理をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

補助金の交付額の変更決定に当たり、補助金交付規程に基づき適正な事務を執行するよう、課員全員に法令の順守を徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

補助金の交付額の変更決定に当たり、変更交付決定通知を令達文書（指令）で行うべきものを一般文書での通知でよいと誤認していたこと及び課員のチェックが十分に行われなかったことが原因である。

今後は、課内のチェック強化と法令・規則等の規定に基づいた適正な事務処理の徹底に努める。

26 盛水総第 193-6 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局下水道整備課）

受益者負担金及び分担金の減免に当たり、条例施行規程に定められた手続きを経ることなく事務処理をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び盛岡市公共下水道事業分担金条例施行規程に基づき、減免決定通知書により申請者に通知した。また、課員全員に、上記施行規程に則った適正な事務処理の遵守を徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

受益者負担金及び分担金の減免決定とした申請者については減免決定通知書のほか数種類の書面が送付されることとなっているが、送付する書面の確認を複数の職員で行う体制が構築できていないのが原因であった。再発防止に当たり今後は事務完結までのチェックリストを作成し、再発防止に努める。

26 盛水総第 193-7 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局下水道整備課）

随意契約見積合わせの執行に当たり、予定価格決定書に契約担当者の決裁がされていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

契約担当者及び事務担当者に対し、今後の再発防止を図るよう注意するとともに、課内決裁の際の書類確認の徹底を課全員で確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、予定価格決定書を封書する際に、契約担当者の捺印を失念したまま予定価格決定書を封書したものであった。

今後は、予定価格決定書を封書する前に、確認票による確認を行い再発防止に努める。

26 盛水総第 193-8 号

平成 26 年 9 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局玉山事務所）

業務委託契約の締結に当たり、決裁権者から決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託契約の締結に当たり、契約事務及び決裁に係る職員が上下水道局の財務事務に係る専決規程に基づき相互に確認を行うこととするとともに、再発防止のため財務事務に係る専決事項を明記した表を作成し、配布することで所員全員に徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

業務委託契約における専決規程の認識及び確認が不足していたことが原因であった。今後は、所内において専決規程に関する研修を定期的に行い、決裁に係る職員が専決区分の再確認を行うこととし再発防止に努める。